

# 補助金ガイドライン改正のポイント

令和元年9月  
企画財政課

## (1) 新旧ガイドラインの対比

	新ガイドライン	旧ガイドライン
適用範囲	「団体運営費補助金」 「事業費補助金」に限定 (補助金等審査委員会の審査対象と同様)	全ての補助金(個人補助金を含む)
補助対象経費	<u>役員報酬や賞品代も団体運営や事業実施に必要であれば認める。</u> 一方、「会議費」に飲食費が含まれている場合、対象外とする。	団体運営費における役員報酬 事業費における賞品代は対象外

- ①補助対象経費を実情に即したものにす。
- ②飲食費は明確に対象外とする。

## (2) 新ガイドラインで新たに追加したもの

- ①多額の繰越金を有する団体・事業に対する補助  
補助金を超える繰越金がある団体・事業には自主運営を促す。
- ②迂回補助(補助金交付団体が他団体に補助すること)の是非  
原則として禁止。ただし、下記を例外とする。
  - ・(温泉フォーラムのような) 臨時的事業に対する補助
  - ・(商工会のような) そもそも他団体支援を主要な業務としている団体が行う補助
- ③終期設定  
新規補助金については「3年～5年」を終期とし、その時点で成果・効果を判断する。